６４歳以下の方はこちら



65歳以上の方は裏面をご覧ください



令和８年度　インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種のご案内

対象者：接種日において、久万高原町に住所を有する64歳以下の方（注1）

実施期間：令和8年10月1日～令和9年3月31日

注1）ただし、新型コロナウイルス感染症予防接種については、一定の基礎疾患を有する方になります。下記をご確認ください。

インフルエンザ予防接種

補助額：2,000円

補助回数：１回

※13歳未満の方に限り、２回まで補助

新型コロナウイルス感染症予防接種

補助額：8,000円

補助回数：１回

○接種費用の半額程度を補助します。
○接種費用は医療機関によって異なりますので、接種を希望する医療機関にお問い合わせください。

医師による証明が必要になります

年齢	対象疾患等
17歳以下	**１．以下の病気や状態の方で、通院/入院している方** ・慢性呼吸器疾患　・慢性心疾患　・慢性腎疾患　・神経疾患、神経筋疾患　・血液疾患 ・糖尿病、代謝性疾患　・悪性腫瘍　・関節リウマチ、膠原病　・内分泌疾患　・消化器疾患、肝疾患等 ・先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態 ・その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）
18歳以上 64歳以下	**１．以下の病気や状態の方で、通院/入院している方** ・慢性の呼吸器の病気 、心臓病（高血圧を含む）、腎臓病 、肝臓病（肝硬変など）　・染色体異常 ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病 ・血液の病気（ただし鉄欠乏性貧血を除く）　・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む） ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている　・睡眠時無呼吸症候群 ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害など） ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合） **２．基準（BMI30 以上）を満たす肥満の方**

＜ 手続き・申請方法について ＞

町内の医療機関	町外の医療機関
医療機関が代理で手続きをします。 接種費用から補助額を引いた額をお支払いください。 ※運転免許証やマイナンバーカード又は資格確認書等住所の記載がある本人確認書類を持参し、医療機関窓口にて委任状（各医療機関にあります）をご記入ください。	接種日当日は、接種費用の全額をお支払いください。申請後、補助金額をお返しします。 ※新型コロナウイルス感染症予防接種を希望する場合のみ、接種を受ける前に保健センターまでお問い合わせください。 ※令和９年３月３１日までに、保健センターまで申請してください。 ＜申請時に必要なもの＞ ・医療機関発行の領収書（予防接種名・接種者名・接種費用明記） ・印鑑（朱肉を使用するもの） ・母子健康手帳または予防接種済証の写し　・通帳（接種者又は未成年の場合保護者のもの） ・基礎疾患に関する医師証明書または対象の病気に該当していることを証明する書類の写し（※新型コロナウイルス感染症予防接種の場合のみ）

≪重要≫健康被害に対する救済措置について

この予防接種は、予防接種法に基づかない任意の予防接種に位置づけられています。
そのため、万一ワクチン接種による健康被害が発生した場合は、予防接種法の被害救済の対象にはなりませんが、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく、副作用救済制度の対象となります。
接種するときに、医師にワクチンについて確認をしてから接種を受けてください。

【問い合わせ先】
久万高原町　保健センター　（予防接種係）
０８９２－２１－２７００